

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:)	調整項目(資材等の流用 仮設及び工事用道路等の調整 建設機械等の調整 施工順序の調整 その他() 別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名(数量総括表参照) 施工時期及び施工時間(夜間) 施工方法()
	<input checked="" type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input checked="" type="checkbox"/> 協議が必要な機関名(三重交通、近畿日本鉄道) 協議完了見込み時期()
	<input checked="" type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<input checked="" type="checkbox"/> 占用物件名(電気 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 下水道 ガス その他()) 施工時期()
	<input checked="" type="checkbox"/> その他(施工計画、工程)	<input checked="" type="checkbox"/> その他(昼間は安全に交通開放できるよう適切に施工計画及び工程を立案すること。)
用地関係	用地補償物件の未処理箇所あり	未処理箇所(別添図等 ~ 別途協議) 完了見込み時期(令和 年 月頃 別途協議)
	仮設ヤードの有無	仮設ヤード(官有地 民有地 その他() 別途協議) 仮設ヤード使用期間() 仮設ヤードからの運搬距離(L = km) 使用条件・復旧方法()
	その他()	その他()
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目(騒音 振動 水質 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス その他()) 施工方法等(指定工法名() その他() 別途協議) 施工時期()
	事業損失防止に関する調査あり	調査項目(騒音測定 振動測定 水質調査 近接家屋の事前・事後調査 地盤沈下測定 地下水位等の測定 その他() 別途協議) 調査方法(別途資料 その他() 別途協議) 調査費(計上あり その他() 別途協議)
	その他()	その他()
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置(別添図等 その他() 別途協議) <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置(別添図等 その他() <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議) (指定路線 準用指定路線 <input checked="" type="checkbox"/> 指定路線・準用指定路線以外 (配置人員数(人)うち交通誘導警備員A(人) <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員算出シートによる * 準用指定路線とは監督職員が指定路線(志摩市内では国道260号、県道伊勢磯部線)と同等と判断した路線 * 交通誘導警備員Aとは、交通誘導警備業務に関する一級検定・二級検定合格警備員。 * 交通誘導警備員のうち1人は交通誘導警備員Aとしなければならない。ただし、指定路線・準用指定路線以外の路線において、交通誘導警備員Aが配置できない場合は、監督職員の承諾を得て交通誘導警備員Bの者(ただし、交通の誘導・整理の実務経験3年以上)とできる。(その場合には変更対象とする。)
	<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類あり	<input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間(交通誘導警備員算出シートによる) <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の交代要員(<input checked="" type="checkbox"/> 有り なし) <input checked="" type="checkbox"/> 検定資格書(写し)、経歴書
	近接施設等に対する制限	既存施設あり ・近接公共施設(鉄道 電気 電話 水道 ガス その他()) ・近接施設(擁壁() ブロック塀 家屋 その他()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 工法制限あり ・制限を受ける工種() ・制限内容()
	土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	安全防護施設等の配置(別添図等 その他() 別途協議) 保安要員の配置(別添図等 その他() 別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 安全教育・研修訓練の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 工事期間中月一回(半日)以上実施
	イメージアップ経費適用工事	イメージアップの内容(率分)() イメージアップの内容(積上)()
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保(自主施工の原則)	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> その他(歩行者等の地域住民に対して、十分な安全対策を行うこと。) <input checked="" type="checkbox"/> (交通規制に伴う規制看板等の設置は受注者の責において実施すること。)

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 事 用 道 路 関 係	一般道路（搬入路）の使用制限あり 仮設道路の設置条件あり	経路及び使用期間の制限内容（別添図等 其他（ ） 別途協議（ ）） 使用中及び使用後の措置（別添図等 其他（ ） 別途協議（ ）） 用地及び構造（別添図等 其他（ ） 別途協議（ ）） 安全施設（別添図等 其他（ ） 別途協議（ ））
	その他（ ）	その他（ ）
仮 設 備 関 係	仮設備の設置条件あり	使用期間及び借地条件（別添図等 其他（ ） 別途協議（ ）） 転用あり（回） 兼用あり（ ） 其他（ ）
	仮設物の構造及び施工方法の指定	構造及び設計条件（別添図等 其他（ ） 別途協議（ ）） 施工方法（ ）
	その他（ ）	その他（ ）
建 設 発 生 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係	建設発生土受入地の指定あり	受入地の条件（別添図面 運搬距離（L = km） 受入料金あり 受入料金なし 別途協議 其他（ ））
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input checked="" type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input checked="" type="checkbox"/> 暫定運搬距離 L = 8 km、其他（ ））
	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 木材 汚泥 其他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場（ ） 最終処分場（ ） 別添図書 其他（ ） 別途協議（ ））
	<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類あり	【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 処分場の受入条件（ ） <input checked="" type="checkbox"/> マニフェスト集計表、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書（施工計画書へ添付）、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書、其他（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（舗装切断時の排水処理）	<input checked="" type="checkbox"/> その他（舗装切断時に発生する排水（泥水）は産業廃棄物として適正に処理するものし、処理費用については設計変更の対象とする。）
工 事 支 障 物 件 関 係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 支障物件名（鉄道 電気 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 下水道 ガス 有線 其他（ ）） 移設時期（令和 年 月 頃 別途協議） 防護（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> その他（地下埋設物の位置調査が必要な場合は、受注者にて試掘を行い、各管理者に確認を行うこと。）
排 水 工（汚泥処理 を 含 む） 関 係	汚濁、湧水等の排水に際し、制限あり 水質調査等必要あり	項目及び基準値（ ） 調査項目（ ）
	その他（ ）	その他（ ）
薬 液 注 入 関 係	薬液注入工法等の指定あり	設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） 削孔数量（ ） 注入量（ ） 其他（ ）
	提出書類あり 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	工法関係（ ） 材料関係（ ）
	その他（ ）	その他（ ）
再 生 材 使 用 関 係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン 道路用盛土材 再生コン砂） <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（新材に変更 其他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議（ ））
	六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名：盛土材 埋戻し材 サンドクッション材 上層路盤材 コンクリート二次製品 グレーチング 其他（ ））
	その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：間伐材製工用バリケード・看板・標示板） その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
そ の 他	工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	現場発生日あり	品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	支給品あり	品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ）
	盛土材等工事間流用あり、または流用する場合がある。	時期（令和 年 月 日） その他（ ） 運搬方法（ 受注者で運搬 受注者以外で運搬 別途協議 その他（ ） ） 引渡場所（ 別添図等 別途協議 その他（ ） ） 数量（ ） 運搬距離（L = km）
	<input checked="" type="checkbox"/> 境界杭・地籍調査基準杭	<input checked="" type="checkbox"/> 施工前に座標等に基づき境界の測量と確認を行い、測量結果を報告すること。施工影響範囲内の既設境界杭については、施工後に復元を行うこと。地籍調査基準杭に施工上影響が及ぶ場合には監督職員に報告し、基準杭のき損及び滅失を防止し、施工後に返却すること。
	現場環境改善費適用工事	現場環境改善の内容（率分）（ ） 現場環境改善の内容（積上）（ ）
その他（ ）	その他（横断勾配については既存構造物の高さを考慮し、工事着手前に測量のうえ、監督職員と協議すること。 ）	
適 用 条 件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 建設工事請負契約書（契約約款含） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：令和3年4月）） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県建設副産物処理基準 <input checked="" type="checkbox"/> 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） 「月2回土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和2年4月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） 「月2回土日完全週休2日制試行工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和2年4月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書[令和2年7月改定版]」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、三重県設計変更ガイドラインを参考とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドラインを参考とする。 その他（ ）
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 登録内容確認書を提出すること。
建設副産物・建設発生日情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生日情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生日情報交換システムのデータ更新を行うこと。
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事着工届 <input checked="" type="checkbox"/> 施工計画書（変更施工計画書） <input checked="" type="checkbox"/> 工程表（変更工程表） <input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人等選任通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済事業に係る証紙購入状況報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 使用材料承認 <input checked="" type="checkbox"/> 施工体制台帳（下請負業者との契約書〔写し〕添付） <input checked="" type="checkbox"/> 部分下請通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事写真 <input checked="" type="checkbox"/> 竣工図及び完成写真 <input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書 <input checked="" type="checkbox"/> その他監督職員が指示するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 左記書類は必ず提出する。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督職員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督職員と協議を行うこと。

(6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。